



# 鳥取県公報

平成 29 年 1 月 12 日 (木)  
号外第 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則（1）（参画協働課）・・・3

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 設立等の認証の申請があった旨の公表等をインターネットを利用する方法（現行 鳥取県公報での公告）により行うこととする。
- (2) 届出書等の様式を定める規定中引用する特定非営利活動促進法の用語を改める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

# 規 則

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 1 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第 1 号

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則（平成10年鳥取県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公表)</p> <p>第 3 条 法第10条第 2 項（法第25条第 5 項及び第34条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、<u>インターネットを利用する方法</u>により行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(認定等の公示)</p> <p>第14条 法第49条第 2 項（法第51条第 5 項、第62条及び第63条第 5 項において準用する場合を含む。）、第53条第 2 項（法第62条において準用する場合を含む。）及び第57条第 2 項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による公示は、<u>インターネットを利用する方法</u>により行うものとする。</p> <p>2 条例第13条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第58条第 1 項の<u>特例認定</u>又は法第63条第 2 項の認定の場合 当該<u>特例認定</u>又は認定を受ける特定非営利活動法人のホームページアドレス</p> <p>(役員報酬規程等の提出書)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 条例第16条第 2 項の規則で定める提出書は、様式第18号のとおりとする。</p> <p>(合併の認定申請書)</p> <p>第19条 条例第19条の規則で定める申請書は、<u>様式第19号</u>のとおりとする。</p> <p>様式第 3 号（第 5 条関係）</p> <p style="text-align: center;">（<u>特例</u>認定）特定非営利活動法人</p>	<p>(公告等)</p> <p>第 3 条 法第10条第 2 項（法第25条第 5 項及び第34条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、<u>鳥取県公報</u>により行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(認定等の公示)</p> <p>第14条 法第49条第 2 項（法第51条第 5 項、第62条及び第63条第 5 項において準用する場合を含む。）、第53条第 2 項（法第62条において準用する場合を含む。）及び第57条第 2 項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による公示は、<u>インターネットを利用する方法のほか、鳥取県公報</u>により行うものとする。</p> <p>2 条例第13条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第58条第 1 項の<u>仮認定</u>又は法第63条第 2 項の認定の場合 当該<u>仮認定</u>又は認定を受ける特定非営利活動法人のホームページアドレス</p> <p>(役員報酬規程等の提出書)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 条例第16条第 2 項の規則で定める提出書は、様式第18号<u>又は様式第19号</u>のとおりとする。</p> <p>(合併の認定申請書)</p> <p>第19条 条例第19条の規則で定める申請書は、<u>様式第20号</u>のとおりとする。</p> <p>様式第 3 号（第 5 条関係）</p> <p style="text-align: center;">（<u>仮</u>認定）特定非営利活動法人</p>

役員変更等届出書

職 氏名 様

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法(第62条において準用する同法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法)第23条第1項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住所

届出者 名称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

記

略

注

1～3 略

4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、事務所を設置した都道府県が定めるところにより、それぞれの都道府県知事に届け出ること。

添付書類 略

様式第5号(第6条関係)

特定非営利活動法人定款変更届出書

職 氏名 様

当法人の定款を下記のとおり変更したので、特定非営利活動促進法(第62条において準用する同法第52条第1項により読み替えて適用する同法)第25条第6項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住所

届出者 名称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

記

1～3 略

注

1 略

2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、事務所を設置した都道府県が定めるところにより、それぞれの都道府県知事に届け出ること。

役員変更等届出書

職 氏名 様

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法(第62条において準用する同法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法)第23条第1項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住所

届出者 名称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

記

略

注

1～3 略

4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、事務所を設置した都道府県が定めるところにより、それぞれの都道府県知事に届け出ること。

添付書類 略

様式第5号(第6条関係)

特定非営利活動法人定款変更届出書

職 氏名 様

当法人の定款を下記のとおり変更したので、特定非営利活動促進法(第62条において準用する同法第52条第1項により読み替えて適用する同法)第25条第6項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住所

届出者 名称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

記

1～3 略

注

1 略

2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、事務所を設置した都道府県が定めるところにより、それぞれの都道府県知事に届け出ること。

添付書類 略

様式第5号の2（第6条関係）

特定非営利活動法人定款変更登記完了提出書  
職 氏名 様

当法人の定款の変更に係る登記を完了したので、  
特定非営利活動促進法（第62条において準用する同  
法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同  
法）第25条第7項の規定により、登記事項証明書を  
提出します。

年 月 日

郵便番号

住所

提出者 名称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

注

1 略

2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する  
認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利  
活動法人は、事務所を設置した都道府県が定め  
るところにより、それぞれの都道府県知事に提出す  
ること。

添付書類 略

様式第5号の3（第7条関係）

特定非営利活動法人事業報告書等提出書  
職 氏名 様

特定非営利活動促進法（第62条において準用する  
同法第52条第1項により読み替えて適用する同法）  
第29条の規定により、下記の書類を提出します。

年 月 日

郵便番号

住所

提出者 名称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

記

提出書類 略

注

1～3 略

4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する  
認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利  
活動法人は、事務所を設置した都道府県が定め  
るところにより、それぞれの都道府県知事に提出す

添付書類 略

様式第5号の2（第6条関係）

特定非営利活動法人定款変更登記完了提出書  
職 氏名 様

当法人の定款の変更に係る登記を完了したので、  
特定非営利活動促進法（第62条において準用する同  
法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同  
法）第25条第7項の規定により、登記事項証明書を  
提出します。

年 月 日

郵便番号

住所

提出者 名称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

注

1 略

2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する  
認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活  
動法人は、事務所を設置した都道府県が定めると  
ころにより、それぞれの都道府県知事に提出する  
こと。

添付書類 略

様式第5号の3（第7条関係）

特定非営利活動法人事業報告書等提出書  
職 氏名 様

特定非営利活動促進法（第62条において準用する  
同法第52条第1項により読み替えて適用する同法）  
第29条の規定により、下記の書類を提出します。

年 月 日

郵便番号

住所

提出者 名称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

記

提出書類 略

注

1～3 略

4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する  
認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活  
動法人は、事務所を設置した都道府県が定めると  
ころにより、それぞれの都道府県知事に提出する

ること。

様式第12号（第12条関係）

（表）

略

（裏）

特定非営利活動促進法（抜粋）  
 （報告及び検査）  
 第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 略  
 （報告及び検査）  
 第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 略  
 7 略

注 略

様式第13号（第13条関係）

認定（特例認定）特定非営利活動法人認定（特例認定）申請書

職 氏名 様

特定非営利活動促進法第44条第1項の規定により認定特定非営利活動法人としての認定（第58条第1項の規定により特例認定特定非営利活動法人としての特例認定）を受けたいので、下記のとおり申請し

こと。

様式第12号（第12条関係）

（表）

略

（裏）

特定非営利活動促進法（抜粋）  
 （報告及び検査）  
 第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 略  
 （報告及び検査）  
 第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 略  
 7 略

注 略

様式第13号（第13条関係）

認定（仮認定）特定非営利活動法人認定（仮認定）申請書

職 氏名 様

特定非営利活動促進法第44条第1項の規定により認定特定非営利活動法人としての認定（第58条第1項の規定により仮認定特定非営利活動法人としての仮認定）を受けたいので、下記のとおり申請しま

ます。

年 月 日

郵便番号

主たる事業所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名 ㊤

電話番号

記

1 申請の種類

認定 (略)

特例認定

2 過去の認定 (特例認定) の有無 有・無

(過去の認定 (特例認定) の有効期間

年 月 日～ 年 月 日)

3 認定 (特例認定) 取消の有無 有・無

(認定 (特例認定) 取消日 年 月 日)

4 略

添付書類 略

注

1・2 略

3 特例認定を受けようとする場合は、添付書類の1及び2を要しない。

様式第15号 (第16条関係)

認定 (特例認定) 特定非営利活動法人の

定款変更の認証を受けた場合の提出書

職 氏名 様

特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法 (第62条において準用する同法) 第52条第2項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

年 月 日

郵便番号

住所

提出者 名称

代表者の氏名 ㊤

電話番号

記

1・2 略

注 略

添付書類 略

様式第16号 (第17条関係)

認定 (特例認定) 特定非営利活動法人の

代表者変更届出書

す。

年 月 日

郵便番号

主たる事業所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名 ㊤

電話番号

記

1 申請の種類

認定 (略)

仮認定

2 過去の認定 (仮認定) の有無 有・無

(過去の認定 (仮認定) の有効期間

年 月 日～ 年 月 日)

3 認定 (仮認定) 取消の有無 有・無

(認定 (仮認定) 取消日 年 月 日)

4 略

添付書類 略

注

1・2 略

3 仮認定を受けようとする場合は、添付書類の1及び2を要しない。

様式第15号 (第16条関係)

認定 (仮認定) 特定非営利活動法人の

定款変更の認証を受けた場合の提出書

職 氏名 様

特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法 (第62条において準用する同法) 第52条第2項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

年 月 日

郵便番号

住所

提出者 名称

代表者の氏名 ㊤

電話番号

記

1・2 略

注 略

添付書類 略

様式第16号 (第17条関係)

認定 (仮認定) 特定非営利活動法人の

代表者変更届出書

職 氏名 様  
 代表者を変更したので、特定非営利活動促進法（第62条において準用する同法）第53条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住所

届出者 名称

代表者の氏名 ㊞

電話番号

記

略

注 略

様式第17号（第18条関係）

認定（特例認定）特定非営利活動法人  
 役員報酬規程等提出書

職 氏名 様  
 特定非営利活動促進法（第62条において準用する同法）第55条第1項の規定に基づき、別添のとおり書類を提出します。

年 月 日

郵便番号

住所

提出者 名称

代表者の氏名 ㊞

電話番号

添付書類

1～7 略

8 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類

9・10 略

注

1 略

2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、事務所を設置した都道府県の定めるところにより、それぞれの都道府県知事に提出すること。

3 略

様式第18号（第18条関係）

認定（特例認定）特定非営利活動法人

職 氏名 様  
 代表者を変更したので、特定非営利活動促進法（第62条において準用する同法）第53条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住所

届出者 名称

代表者の氏名 ㊞

電話番号

記

略

注 略

様式第17号（第18条関係）

認定（仮認定）特定非営利活動法人  
 役員報酬規程等提出書

職 氏名 様  
 特定非営利活動促進法（第62条において準用する同法）第55条第1項の規定に基づき、別添のとおり書類を提出します。

年 月 日

郵便番号

住所

提出者 名称

代表者の氏名 ㊞

電話番号

添付書類

1～7 略

8 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類

9・10 略

注

1 略

2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、事務所を設置した都道府県の定めるところにより、それぞれの都道府県知事に提出すること。

3 略

様式第18号（第18条関係）

認定（仮認定）特定非営利活動法人

助成金支給実績提出書

職 氏名 様

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法（第62条において準用する同法）第55条第2項の規定により、当該助成の実績を以下のとおり提出します。

年 月 日

郵便番号

住所

提出者 名称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

略

注 略

様式第19号（第19条関係）

認定（特例認定）特定非営利活動法人

合併認定申請書

職 氏名 様

特定非営利活動促進法第63条第1項（第2項）の

助成金支給実績提出書

職 氏名 様

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法（第62条において準用する同法）第55条第2項の規定により、当該助成の実績を以下のとおり提出します。

年 月 日

郵便番号

住所

提出者 名称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

略

注 略

様式第19号（第18条関係）

認定（仮認定）特定非営利活動法人

海外送金等提出書

職 氏名 様

海外へ200万円超の送金（金銭の持ち出し）を行うことになった（行った）ので、特定非営利活動促進法（第62条において準用する同法）第55条第2項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

年 月 日

郵便番号

住所

提出者 名称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

記

1 金額、使途及び予定日（実施日）

金 額	使 途	予 定 日（実施日）
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日

2 事前に提出できなかった場合、理由

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第20号（第19条関係）

認定（仮認定）特定非営利活動法人

合併認定申請書

職 氏名 様

特定非営利活動促進法第63条第1項（第2項）の

<p>合併の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">届出者 名称</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 申請の種類</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>認定(略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>特例認定</p> <p>2 略</p> <p>添付書類 略</p> <p>注</p> <p>1・2 略</p> <p>3 法第63条第2項の合併の認定を受けようとする <u>特例認定</u>特定非営利活動法人は、添付書類の1及び2を要しない。</p> <p>4・5 略</p>	<p>合併の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">届出者 名称</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 申請の種類</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>認定(略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>仮認定</p> <p>2 略</p> <p>添付書類 略</p> <p>注</p> <p>1・2 略</p> <p>3 法第63条第2項の合併の認定を受けようとする <u>仮認定</u>特定非営利活動法人は、添付書類の1及び2を要しない。</p> <p>4・5 略</p>
---	---

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。